

平成16年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：財団法人千葉市スポーツ振興財団及びこれに係る千葉市の財務事務の執行

第3. 外部監査の結果

2. 業務委託契約

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（2）業務委託契約における契約手続の適切性 ア 契約の方法について（報告書P22） 財団法人千葉市スポーツ振興財団財務規程の趣旨は、契約に当たり競争原理を働かせることにより効率的な運営を行おうとするものであり、たとえ契約金額が規程により随意契約によることができる1,000千円以下であっても、一般競争入札または指名競争入札を行うことが望ましい。さらに入札方法も、施設ごとに委託契約を締結するのではなく、複数の施設一括で実施する方が、手続の煩雑さを回避でき、財団全体のコストを削減できるとも考えられる。	委託契約については、平成16年4月から、予定価格が1,000千円を超えるものは指名競争入札、1,000千円以下のものは、業務の効率性を考慮し見積合わせによる随意契約とし、競争性の向上を図った。また、複数の施設で一括契約できるものについては、平成17年度分から一括で契約を締結し、コストの削減を図った。
イ 委託料の決定方法について（報告書P24） 平成12年度から平成15年度にかけての7件の契約についての委託先は落札業者が全く変わっていない。入札等により競争原理が働いた結果と考えるには不自然な結果であり、入札を行っていてもその趣旨が生かされていないように見受けられる。 また、当該7件の契約については、平成15年度は全て選定が1社だけの随意契約となっており、複数の見積書の入手がなされていなかった。 総合的に判断し委託先の選定は適切に行われていたとは言い難い。 平成16年度における指名競争入札の実施によって達成した執行額を削減するという目的を継続的に達成しえるように、次年度以降も、予定価格の算定を適切に行ったうえで、指名競争入札を実施する体制を整える必要がある。	委託業者の決定については、平成16年度から、予定価格が1,000千円を超えるものは指名競争入札、1,000千円以下のものは、業務の効率性を考慮し見積合わせによる随意契約とし、競争性の向上を図った。 また、平成17年度に、正確な予定価格を算定するため、人件費単価、歩掛り、諸経費率などの算定基準を定めた「業務委託に係る予定価格積算基準」を作成するとともに、契約事務を公正に執行するための、業者の選定・決定方法などを定めた「見積書徴収基準」を作成し、平成18年度から適用した。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
ウ 複数の業者から入手した見積書と予定価格との比較（報告書P27） 平成15年度においては予定価格以下で見積金額を提示した業者は、結果として落札した業者であり、他の業者は全て予定価格を上回っているという不自然な状態となっている。 平成13年度、平成14年度について過去2年間についてみても見積金額が予定価格を下回っていた契約は、8件のうち稲毛海浜公園における通用ゲート等警備業務のみである。他は全て予定価格を下回った見積書を提出したのが1社のみという結果に終わっている。 この結果から、当該契約に当たり各業者では事前に予定価格の水準を予測することができ、かつ業者間で談合が行われていることを懸念すべき状況にある。 予定価格の金額をより高い精度の積算基準に基づき設定し、かつ見積書の入手方法に問題がなかったかを調査し、もし問題があれば、コストを下げるという見積書の複数入手の目的が達成しえる見積書入手の体制を構築すべきである。	正確な予定価格を算定するため、平成17年度に、人件費単価、歩掛り、諸経率などの算定基準を定めた「業務委託に係る予定価格積算基準」を作成するとともに、契約事務を公正に執行するための、業者の選定・決定方法などを定めた「見積書徴収基準」を作成し、平成18年度から適用した。
エ 稲毛ヨットハーバーの委託料の公益・収益事業負担関係（報告書P30） 稲毛ヨットハーバーの委託料按分の決定に際して、一定の合理的な基準を採用し、事業活動の実態に応じて一般会計、特別会計に負担させるべきである。	稲毛ヨットハーバー委託料の公益・収益事業配分については、各会計における収支が明らかになるよう平成17年度に稼働日数及び面積比率等、事業活動の実態に基づく合理的な配賦基準を設定するとともに、各会計における委託料の負担額をより適正なものとするため、配賦基準の精査・改定を図り、平成18年度決算から適用した。

3. 人件費

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
(5) 一般会計と特別会計への経費の配賦状況について ア 稲毛ヨットハーバー勤務者人件費の配賦について（報告書P39） 稲毛ヨットハーバーの一般会計事業におけるコストと特別会計事業におけるコストは明確に峻別すべきである。 人件費についても同様であり、一般会計と特別会計に配賦する際において、合理的な配賦方法の採用が望まれる。	稲毛ヨットハーバーの人件費の配賦については、各会計における収支が明らかになるよう平成17年度に従事割合及び事業活動の実態に基づく合理的な配賦基準を設定するとともに、各会計における管理運営コスト（人件費）の負担額をより適正なものとするため、配賦基準の精査・改定を図り、平成18年度決算から適用した。
イ 特別会計事業従事者に対する退職金の支払方法（報告書P40） 平成14年度において、稲毛ヨットハーバーにて特別会計の業務に特化していたプロパー職員の退職金について、特別会計で計上していた積立額（2,191千円）を一旦一般会計に振り替え、その積立不足額（13,356千円）も合わせて、一般会計から全額（15,547千円）を支出していた。 したがって、その積立不足額については、特別会計で何ら負担することなく、実質的に一般会計にて負担していたことになる。 しかし、一般会計事業におけるコストと特別会計事業におけるコストは明確に峻別されるべきであり、当該退職者が在職中特別会計の業務に特化していたのであれば、全額特別会計により支払われるべきであった。	稲毛ヨットハーバーにおける一般会計と特別会計の区分方法については、平成17年度に業務の実態に則した従事割合による配賦基準を作成し、両会計におけるコストを配賦基準に則して明確に峻別することとした。

4. 固定資産管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（２）物品の管理状況 ア 公の施設の管理について（報告書P46） スポーツ振興財団が管理している公の施設のうち、幸町公園水泳プール、古市場公園スポーツ施設における野球場及び多目的広場の3施設については、その建設費をスポーツ振興財団のみならず千葉市においても明確な把握ができていない状況ではない。これは、公有財産の適切な管理を求めている千葉市公有財産規則の趣旨に反するものであり、今後は千葉市において、設備ごとの建設費あるいは評価価格を把握して、適切な管理を実施することが望まれる。	幸町公園水泳プール及び古市場公園野球場については、平成18年1月に類似施設の建設費等から評価価格を算定し、当該価格を両施設のそれぞれの「台帳に記載すべき財産の価格」として公有財産管理台帳に記載した。古市場公園スポーツ施設における多目的広場については、古市場体育館の一部であることから、公有財産管理台帳に古市場体育館と当該広場部分も含めて建築費または製造費を記載した。
イ 備品明細一覧表の処分処理漏れについて（報告書P47） 財団において、物品の処分につき、各施設から本部施設課への申請・報告体制、本部施設課から千葉市所管課への申請・報告体制を確立するとともに、関連する全職員に周知徹底させるべきである。千葉市所管課においても、財団からの処分の申請・報告を受ければ、速やかに千葉市物品会計規則に従った処理を行う体制を確立することが望まれる。また、処理が漏れていた物品8点については、直ちに備品明細一覧表を訂正する必要がある。	千葉市が所有する物品の管理については、平成17年6月に、物品の管理手続を定めたマニュアルを作成し、全職員に物品の処分を適切に行うよう周知徹底を図るとともに、全ての物品を再度点検した。 また、処分の処理が漏れていた8点について、平成17年5月までに備品明細一覧表を訂正した。
ウ 備品票の添付漏れについて（報告書P48） 備品明細一覧表と備品現物の照合作業を行った結果、備品票が添付されていないものが発見された。備品の適正な管理を行うためにはすべての備品に備品票を添付した状態にすべきである。	千葉市が所有する物品の管理については、平成17年6月に、物品の管理手続を定めたマニュアルを作成し、全職員に対し備品票の標示を適切に行うよう周知徹底を図るとともに、全ての備品に備品票を添付した。

5. 有価証券管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（２）有価証券の管理 ア 投資有価証券の償還について（報告書P50） 有価証券の管理については、適切な有価証券管理台帳の作成や有効な実査を行うことにより、有価証券を厳格に管理するべきである。投資有価証券（電話債券）476千円については、最終償還期限から10年以上経過しており、債権の消滅時効により、形式上は既に償還権は消滅していることになるが、NTTよりいつでも償還に応じる旨の回答を得たとのことである。しかし、償還権に法的根拠はなく、これを保有し続けることは望ましくないため、速やかに償還し、換金すべきである。	投資有価証券の管理については、平成17年度から取得日、取得金額、償還日等を付した有価証券管理台帳を作成するとともに、担当者及び出納責任者により、実査を行う体制を整備した。また、指摘のあった有価証券については、平成17年5月に償還し、換金した。

6. 債権管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（２）ヨット陸置事業・ボード保管事業に係る未集金の管理 ア 滞留債権について（報告書P53） 稲毛ヨットハーバーの未収入金として計上されている債権6,645千円については、回収可能性が極めて低いと考えられる。 特に、平成14年度以前に発生したヨット陸置事業・ボード保管事業に係る未収入金5,383千円については、1年超滞留していることから、回収可能性を吟味したうえで、回収不能額については貸倒処理すべきである。	稲毛ヨットハーバーの滞留債権については、平成17年度に債務の状況に応じた回収努力の方法等を規定したマニュアルを整備し、はがきや電話による督促や個別訪問の実施等により債権の回収に努めた。 また、平成18年度に財団の財務規程を改正し、貸倒処理に関する規定を追加するとともに、回収努力によっても回収不能と判断したものについては、平成18年度決算において貸倒処理した。

7. 納税事務

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（２）法人税、事業税及び住民税の検討 ア 有形減価償却資産償却可能限度額（報告書P55） 財団は、車両運搬具、什器備品について、取得価額の10%相当額を残存価額としているが、法人税法上の償却可能限度額は取得価額の95%相当額とされているため、本来はさらに取得価額の5%相当額の減価償却費を計上できることになる。 税務上、償却不足額は切り捨てられることになっているため、償却不足額があったとしても一度に計上することはできないが、通常の償却計算を再開することにより事業年度ごとに償却限度額との比較により認められる金額のみが損金参入できることになるので、可能ならば適正な残存価格まで損金参入すべきである。	備品の帳簿価格については、平成17年度に、一般会計及び特別会計の車両運搬具及び什器備品の取得価格、当期末残高、税務上の未償却残高、償却不足額について調査を行うとともに、決算において、償却可能限度額を法人税法上の取得価格の95%相当額とし、償却不足となっているものについて適正な残存価額まで償却した。
（３）消費税の検討 ア 課否判定（報告書P57） 「消費税計算書」上の課否判定を勘定科目により確認したところ、以下の3点の課否判定に当たり誤りが発見された。 ①切手、図書券等について、使用のときに消費税を認識する（原則）か、あるいは消費税基本通達を適用するか、団体内で方針を決め適正に処理すべきである。 ②民間助成金（スポーツ教室等を開催する時にパンフレット等に社名を載せることについてのもの。）について、課税取引ならば、請求書等に社名掲載の対価として、消費税額を明示することにより相手方にも課税取引であることがわかるようにすべきである。 ③寄附金は、本来は課税対象外取引であり、特定収入として処理すべきである。	①切手等については、消費税基本通達を適用し、購入時を課税仕入れの時期とし、平成16年分の確定申告から適正に処理した。 ②民間助成金（スポーツ教室等を開催する時にパンフレット等に社名を載せることについてのもの。）については、平成17年度から、課税取引と判るよう、請求書等に消費税額を明示した。 ③寄附金については、平成16年度分の消費税計算より、特定収入として計算するよう改めた。
イ 特定収入（報告書P58） 助成金及び寄附金収入については特定収入に該当すると思われるが、特定収入としていなかった。財団の特定収入割合は5%以下であり、これらを特定収入として再計算しても税額には影響はなかったが、今後は、正しい計算をすべきである。	助成金及び寄附金収入については、平成16年度分の消費税計算より、特定収入として計算するよう改めた。

監査のテーマ：財団法人千葉市文化振興財団及びこれに係る千葉市の財務事務の執行

第3. 外部監査の結果

1. 出納管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（2）現金出納事務の合规性 各出納簿への記録について（報告書P8） 財団経理規程28条1項によれば、各施設で保管している売上現金については、一時的に保管するものであっても、出納担当者は現金出納帳と照合して出納責任者の承認を受けることが定められており、実査者や承認者を記入して、責任を明確化することが必要である。	現金の管理については、平成17年度より、現金出納帳に記入者欄及び摘要欄を設けるとともに、出納帳と現金残高を照合し、出納責任者の承認を受けるよう改めた。
（4）切手・収入印紙の管理の合规性 ア 切手・印紙の会計処理について（報告書P10） 公益法人の会計基準に照らすと、手許に保有する切手・収入印紙が多額に上る場合には購入した切手・収入印紙のうち、実際に使用された分のみを当年度の費用として処理すべきである。 また、切手の使用にあたっては、実際の消費時の用途を記録し、これに従って会計処理を行うべきである。	切手・収入印紙の会計処理については、平成17年度より、実際の使用分のみを当年度の費用として計上し、残額については資産として計上するよう改めた。 また、平成17年度より、切手管理簿に用途欄を設け、切手使用時の実際の用途を明確化し、会計ごとに処理することとした。
イ 切手・印紙の管理について（報告書P11） 切手や収入印紙など換金性が高い資産については、具体的な管理に関する規程もしくは管理マニュアルを整備した上で、現金と同様の注意を払った管理を行う必要がある。	切手・収入印紙の管理については、平成17年度より、切手・収入印紙管理マニュアルを策定し、切手・収入印紙の管理手続を明確化した。また、切手及び収入印紙管理簿に、出納担当者及び出納責任者の確認欄を設け、管理簿と残高を毎月定期的に照合し、出納責任者の確認を受けることとした。

2. 物品管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（2）千葉市所有物品の管理事務の合规性（報告書P12） 固定資産・物品の実物管理について 千葉市から管理を受託している固定資産及び物品について、市からの依頼に基づき台帳と現物の照合を行った際には、受託業務の履行を証するため、適切な書類を作成維持しておく必要がある。	市から管理を受託している固定資産・物品の管理については、平成17年度より、市からの依頼に基づき、固定資産及び物品について実物調査を実施した際には、財団責任者の承認を受けた調査報告書により市に結果を報告するとともに、調査結果の控えを財団で保管することとした。

4. 人件費

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（3）退職給与について 退職給与引当金の計上不足について（報告書P28） 退職給与引当金については、期末自己都合退職要支給額の全額まで引き当てを行うことが必要である。また、計上不足に相当する退職給与引当預金についても、積み増しが望まれる。	退職給与の引き当てについては、平成16年度期末において、期末自己都合退職要支給額の全額まで引き当てを行うとともに、引き当て預金についても同額まで積み増しを行った。

5. 再委託契約

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（２）業務委託契約 ア 委託契約締結手続について（報告書P31） 財団契約規程では、委託契約において原則指名競争入札を導入すること及び随意契約を行う場合には原則として2人以上の者から見積書を徴することが定められているが、平成15年度の委託契約において当該規程に準拠しないと考えられる契約が発見された。委託契約にあたっては、財団契約規程に基づき適正に執行すべきである。 ①市民会館設備管理業務 ②市民会館警備業務 ③市民会館清掃業務 ④舞台施設運営業務（市民会館） ⑤舞台施設運営業務（文化センター） ⑥舞台施設運営業務（若葉文化ホール） ⑦「あでるは」企画編集業務 ⑧「あでるは」印刷、発送業務 ⑨情報と科学のフロア運営業務	委託契約の締結手続については、平成16年4月契約分より、これまで随意契約により契約を締結していた舞台施設運営業務委託など8件について、指名競争入札を実施した。また、随意契約により、契約を締結する場合においては、2人以上から見積書を徴収するよう改めた。
イ 予定価格の積算について（報告書P36） 委託契約における予定価格については、過年度の契約金額を踏襲するのではなく、委託する業務内容に応じ適切に積算する必要がある。	予定価格の積算については、平成17年度契約分から、委託内容に応じた作業区分、作業の対象面積等を精査し、その結果に応じた適正な予定価格の積算を行うように改めた。

6. 税金

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（３）消費税 過大納付（報告書P38） 平成15年度における消費税の過大納付について、平成17年5月31日までに更正の請求を行い、過大納付額の還付を受ける必要がある。また、収支決算書から消費税計算書への転記誤りが散見されることから、経理担当者が作成した書類をチェックする体制の強化並びに顧問税理士の有効活用を検討する必要がある。	消費税の過大納付については、平成17年2月1日に更正請求を行い、還付を受けた。 また、平成16年度分の税額計算より、収支決算書から消費税計算書への転記誤りがないよう、複数の経理担当者がチェックを行うこととした。

監査のテーマ：財団法人千葉市都市整備公社及びこれに係る千葉市の財務事務の執行

第3. 外部監査の結果

4. 分譲事業

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（2）取得費と帳簿価格の差額について ア 古市場事業用地の簿価について（報告書P40） 古市場事業用地の帳簿価格には、千葉市に寄付した道路等公共施設の土地取得費、造成費、支払利息及び保有土地等に係る造成完了後の支払利息が含まれている。健全な会計慣行に従い、寄付した土地の取得原価及び造成完了後の支払利息の金額は、帳簿価格から除去しなければならない。また、帳簿価格の不明差異については、その内容を調査し適切に処理することが必要である。	古市場事業用地については、平成17年度決算において、千葉市に寄付した土地の取得原価及び造成完了後の支払利息を帳簿価格から除去した。 また、帳簿価格の不明差異については、調査の結果、千葉市に寄付した道路用地の金額であることが判明したため、平成17年度決算において帳簿価格から減額した。
イ 支払利息の原価参入について（報告書P40） 一般に公正妥当と認められた会計処理の基準によれば、原価算入の終期は開発の完了までととしている。 したがって、開発の完了時期を超える期間に発生した支払利息は、帳簿価格から減額すべきである。 当該金額が多額と思われる浜野町事業用地と幕張事業用地について試算した合計431,362千円は、帳簿価格から減額すべきものであった。	支払利息を原価算入していた事業地のうち、古市場（地区外）用地、古市場事業用地及びほ場地区内用地については、平成17年度決算において開発完了時期を超える期間に発生した支払利息を帳簿価格より減額した。 また、浜野町・塩田町・平川の各事業用地及び古市場町用地については、推定時価の下落幅が大きかったため、平成15・16年度決算において、時価会計を適用し、推定価格を帳簿価格とした。 なお、幕張事業用地については、平成18年3月に売却した。

6. 人件費

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（4）役員退職給与引当金について（報告書P53） 平成15年度末における役員退職金の支給対象者は1名であり、当該役員退職給与引当金は未設定であった。公社においても役員退職給与引当金を計上する必要がある。	役員退職給与引当金については、平成11年度に役員の報酬及び期末手当並びに旅費に関する規程を改正し、現に在職する役員には経過措置を設け退職金を減額支給するとともに、平成14年度以降に就任する常勤役員には退職金を支給しないこととしたため、引当金を計上する必要がなくなった。

7. その他の項目

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（２）分担金収入 配賦基準の不合理性について（報告書P58） ①一般会計の事業管理（分譲事業、受託買収事業）に係る人員と人件費が0とされているが、実際は総務課職員が担当しており、0ではない。 ②配賦基準に各会計の粗利益比を適用しているが、これは費用を負担力のある事業で回収しようとするもので、費用発生の実態が考慮されておらず不合理である。 ③減価償却額及び退職給与引当金繰入額を事業管理費の人員数比、人件費比、粗利益比の平均比で按分しているが、人員数比、人件費比、粗利益比の3者を平均することは、当該配賦基準が人件費関連費用の発生態様に過大にウェイトを置くことになるが理由が不明確である。 ④一般管理職の最高額である事務所賃借料（42,798千円）には配賦基準①が適用され全額を公共特別会計に負担させているが、一般会計事業に係る人員もスペースも皆無とは思われない。 また、一般管理費の2番目に多額な公租公課（20,510千円）には配賦基準②が適用されているが、固定資産税なら使用スペースの割合で、印紙であれば実際使用額を基準にして配賦すべきである。 このように、公社では、一般会計に計上されている管理費のうち、特別会計が負担すべき額を計算し、特別会計に付け替えている。現在の配賦基準は合理的とは思われず、費用の発生態様をより正確に反映した配賦基準の設定が必要である。	一般会計と特別会計の配賦基準については、顧問税理士及び税務署との協議により、従事割合、収入金額の比率等を参考として事業の実態に即した配賦基準を策定し、平成17年度決算より適用した。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（５）情報管理状況について（報告書P60） 公社のリースパソコンについて、組織として十分な牽制の下、情報管理が行われているとは言いがたい。今後はデータの破棄の際に、情報が消去された旨を上席者に報告するとともに、その過程を記した書面の整備がなされることが必要である。また、現在、職員の私物パソコン持込について、組織としての承認手続きはなく、実態として組織の管理下にないが、同パソコンを介した情報漏えいの危険性があり、組織としての情報管理体制に不備があると言わざるを得ない。今後、職員私物パソコンの持込は極力排除すべきであり、止むを得ず使用する場合には、上席者の承認等を得る等、情報管理体制の整備が必要である。	パソコンについては、平成17年6月1日に電磁的記録管理要綱を改正し、電磁的記録媒体廃棄報告書を整備して、パソコンの廃棄又は返却時におけるデータ廃棄の過程を明確にするとともに、電磁的記録の管理責任者に電磁的記録廃棄の報告を義務付けることとした。 職員の私物パソコンについては、平成17年6月1日に情報セキュリティ対策基準を改正し、公社への持込の禁止を明文化し、職員に対し周知徹底を図った。